

○ 地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28農振第150号農林水産事務次官依命通知）・国道環安第8号国土交通事務次官依命通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後		現行	
第1～第14（略）			
別表1			
施設	事業主体	要件	国の負担割合
市町村道	都道府県 市町村	1～2（略）	（略）
広域農道	都道府県 市町村	1（略） 2 土地改良法第87条第1項の規定に基づき都道府県が当該計画を定め、同法第88条の規定に基づき都道府県が当該計画の変更を行い、同法第96条の2の規定に基づき市町村が新設又は改良を実施する場合における当該新設又は改良に要する経費 3（略）	1～3（略）
林道	都道府県 市町村	1 農山漁村地域整備交付金実施要領（21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号）の別紙6及び沖繩振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）の別紙9に定められた事業の採択基準を満たす林道の開設又は拡張に要する経費 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙6及び沖繩振興公共投資交付金交	1 要件の1については、森林法施行令（昭和26年政令第276号）別表第3の費用の区分の欄の林道の開設に要する費用の項第1号、第5号及び第6号、並びに林道の拡張に要する費用の項第1号及び第2号に定める割合。ただし、北海道、沖縄県、奄美群島又は離島振興対策実施地域に係るものについては、これを適用せず、その他の地域に係る

第1～第14（略）

別表1

施設	事業主体	要件	国の負担割合
市町村道	都道府県 市町村	1～2（略）	（略）
広域農道	都道府県 市町村	1（略） 2 土地改良法第87条第1項の規定に基づき都道府県が土地改良事業計画を定め、同法第87条の3の規定に基づき都道府県が当該計画の変更を行い、同法第96条の2の規定に基づき市町村が新設又は改良を実施する場合における当該新設又は改良に要する経費 3（略）	1～3（略）
林道	都道府県 市町村	1 農山漁村地域整備交付金実施要領（21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号）の別紙7及び沖繩振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）の別紙25に定められた事業の採択基準を満たす林道の開設又は拡張に要する経費 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙7及び沖繩振興公共投資交付金交	1 要件の1については、森林法施行令（昭和26年政令第276号）別表第3の費用の区分の欄の林道の開設に要する費用の項第1号、第5号及び第6号、並びに林道の拡張に要する費用の項第1号及び第2号に定める割合。ただし、北海道、沖縄県、奄美群島又は離島振興対策実施地域に係るものについては、これを適用せず、その他の地域に係る

	付要綱の別紙9に定められた事業の採択基準を満たす既設林道の保全対策に要する経費	割合を適用するものとする。 2 要件の2については、1/2		付要綱の別紙25に定められた事業の採択基準を満たす既設林道の保全対策に要する経費	割合を適用するものとする。 2 要件の2については、1/2
別表2 (略)			別表2 (略)		

附 則

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。